

1. 競争入札に付する事項

- (1) 番号 三環総売 第6 - 01号
- (2) 件名 公用車の売却
- (3) 売却物品 公用車 1台
- (4) 物品概要 仕様書のとおり
- (5) 引渡期限 令和7年3月24日
- (6) 引渡場所 三戸地区衛生センター（三戸郡南部町大字沖田面字千刈45）
- (7) 最低売却価格 設定あり（事後公表）

2. 入札参加形態

単体企業及び個人のみの入札

3. 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たし、あらかじめ管理者の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 三戸地区環境整備事務組合財務規則（平成19年11月組合規則第8号）第69条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、三戸地区環境整備事務組合建設業者等指名停止要領（平成18年6月訓令第6号）、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）。
- (5) 三戸地区環境整備事務組合請負工事等の競争入札等参加資格者の資格に関する要領（平成18年6月訓令第2号）第2条及び第3条の規定に基づく、令和6年度・令和7年度競争入札参加資格者申請を行い、資格の認定をされていること。
- (6) 競争入札参加資格者の認定をされていない者、又は個人の方にあつては、下記書類一式を申請書と同時に提出し、競争入札参加資格審査を受け、認められた者であること。

提出書類

- ① 法人の場合 商業登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写し（発効日が申請書提出時の直前3カ月以内のもの）
個人の場合 戸籍抄本又は住民票（本人）（発行日が申請書提出時の直前3カ月以内のもの）
- ② 国税・県税の未納がないことの証明書の写し（直近1年分）
- ③ 競争入札参加資格申請に伴う誓約書

※上記③は組合が定める様式にて提出すること。

4. 参加申請

入札参加希望者は、あらかじめ「3. 入札参加資格」に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年2月3日(月)正午まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 提出場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局

〒039-0105 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈45

(3) 提出書類

① 申請書

② 提出書類確認申請書

③ 「3. 入札参加資格(6)」に定める書類一式(競争入札参加資格者の認定をされていない者に限る)

(4) 提出方法 持参又は郵送のいずれか

郵送の場合、令和7年2月3日(月)正午必着とする。また、当組合で受領完了後、受領が完了した旨をFAXにて送信する。

(5) 審査結果 令和7年2月4日(火)午後5時までに申請者に対して、書面(郵送若しくはFAX)により通知する。

(6) 不服申立 資格を認められなかった者は、令和7年2月7日(金)正午までに三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果不服申立書を提出(持参又はFAX)することにより、申立をすることができる。不服申立への回答は、令和7年2月10日(月)までに書面(郵送若しくはFAX)により行う。

(7) その他

① 入札参加に必要な書類は、三戸地区環境整備事務組合ホームページ(<http://www.sannohekankyou.jp>)からダウンロードする。

② 申請書について、別途意見を徴収することがある。

③ 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。

④ 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。

5. 仕様書等の縦覧(仕様書、入札心得等)

(1) 期 間 令和7年1月6日(月)から令和7年2月10日(月)まで

(2) 縦覧場所 三戸地区環境整備事務組合ホームページに記載

(<http://www.sannohekankyou.jp>)

6. 質問書の提出

質疑事項については、質疑回答書をFAX又はメールで提出すること。

(1) 提出場所 三戸地区環境整備事務組合 事務局(FAX 0179-23-0566)

(2) 受付期間 令和7年1月6日(月)から令和7年2月5日(水)正午まで

- (3) その他 質疑については、令和7年2月12日（水）までに入札参加者全員にFAX等にて回答する。

7. 売却物品の公開

- (1) 期 間 令和7年1月6日（月）から令和7年2月3日（月）
午前9時から正午、午後1時から午後4時まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 縦覧場所 三戸地区環境整備事務組合 三戸地区衛生センター
青森県三戸郡南部町大字相内字屋敷久保121-8
- (3) その他 売却物品の確認をする場合は、事前予約が必要となります。三戸地区環境整備事務組合事務局までご連絡ください。

8. 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和7年2月19日（水）午後2時00分から
- (2) 入札場所 南部町保健福祉センター ぼたんの里 2階 会議室
- (3) 入札回数 2回までとする
- (4) 入札受付

入札に先立ち、入札会場にて書類の審査及び提出を済ませること。

受付時間内に提出を済ませられない場合は、入札に参加することができない。

- ① 受付時間 午後1時00分から午後1時30分まで

② 提出書類

I 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

II 誓約書

III 入札者が代理であるときは、その代理権を有することを証明するに足る書面を提出

※ Iのみ確認後、返却いたします。

(5) 入札保証金

入札に参加する者は入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。

(6) その他

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書の余白に備考として次のように記載すること。

「備考 入札額はこの入札書に記載した当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。」

②入札辞退について

入札参加手続き後に入札を辞退する場合は、事前に三戸地区環境整備事務組合事務

局へ電話連絡を行うとともに、持参又は郵送のいずれかの方法で入札辞退届を提出すること。

※郵送の場合、入札日の前日までの必着とする。

③提出書類のダウンロードについて

入札時に必要な提出書類様式は入札参加資格審査後、資格を認められた者へ個別にメール又は郵送により配布する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札の心得及び入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (4) 条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札
- (5) 入札書又は封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札

10. 落札者の決定の方法

最低売却価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11. 契約締結について

- (1) 契約締結の際には、契約金額の全額を納付するか、契約金額の100分の5以上の金額を契約保証金として納付し、残額は当組合が指定する日までに納付すること。
- (2) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

12. その他

- (1) 三戸地区環境整備事務組合財務規則に定める入札者心得を遵守すること。
- (2) 申請書の記載内容について、別途意見を聴取することがある。
- (3) 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。
- (4) 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。
- (5) 様式については組合で定める様式を使用する。
- (6) 入札に参加する者が1者であっても入札を執行するものとする。
- (7) 落札者がいない場合は不調とする。

13. この公告に関する問い合わせ

- (1) 名称 三戸地区環境整備事務組合 事務局
- (2) 住所 〒039 - 0105 青森県三戸郡南部町大字沖田面字千刈45
電話番号 0179 - 23 - 0567 FAX番号 0179 - 23 - 0566